

群馬県森林整備写真管理要領

制 定	平成 1 9 年	4 月	2 日
一部改正	平成 1 9 年	1 0 月	1 日
一部改正	平成 2 2 年	9 月	2 7 日
一部改正	令和 3 年	4 月	1 日
一部改正	令和 5 年	7 月	1 日

森 林 保 全 課

群馬県森林整備事業写真管理要領

(適用範囲)

1. この要領は、群馬県が実施する治山事業における森林整備事業（以下「事業」という。）について「群馬県森林整備事業施業管理基準」に定める事業管理写真（以下「事業写真」という。）の撮影及び整理に適用する。

(事業写真の分類)

2. 事業写真は次のように分類すること。
- (1) 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）
 - (2) 施業状況写真
 - (3) 安全管理写真
 - (4) 使用材料写真
 - (5) 品質管理写真
 - (6) 出来形管理写真
 - (7) 災害写真
 - (8) 事故写真
 - (9) その他（公害、環境、補償等）

(事業写真の撮影基準)

3. 事業写真の撮影項目及び頻度等は、本要領において定める「群馬県森林整備事業写真撮影基準」（以下「撮影基準」という。）に基づいて行うこと。

ただし、特殊な場合で監督員が指示をするものは、指示をした頻度で撮影する。

(1) 撮影方法

事業写真の撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板又はプレート等を文字が判読できるよう被写体とともに撮影する。

なお、小黒板又はプレート等の判読が困難な場合は、別に必要事項を添え書きすること。

- ① 事業名
- ② 施業種等
- ③ 測点(位置等)
- ④ 設計値
- ⑤ 実測値
- ⑥ 略 図

(事業写真の省略)

4. 事業写真は、次の場合は省略すること。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分。

ただし、出来形管理状況の分かる写真を「撮影基準」の撮影項目ごとに1回撮影す

る。

(3) 監督員が臨場して段階確認をした箇所の出来形写真。

(事業写真の色彩)

5. 事業写真の色彩は、カラーとすること。

(事業写真)

6. 事業写真の大きさ(有限画素数)は、100万画素(1,280×800ピクセル)程度を標準とする他、監督員の指示による。

ただし、次に示すものは、別の大きさとすることができる。

(1) 着手前、完成写真は、キャビネ版(120×165mm)程度とすることができる。

(2) 監督員が指示をしたときは、その指示による大きさとすること。

(事業写真帳)

7. 事業写真帳の大きさは次によること。

(1) 紙媒体により提出する場合は、事業写真帳の大きさは、A4版とすること。

(2) 「群馬県 CALS/EC 土木事業の電子納品ガイドライン」に準じて提出する場合(以下「電子媒体」)は、光学メディアとすること。

(事業写真の提出部数)

8. 事業写真の提出部数は、次によること。

(1) 紙媒体により提出する場合は、事業写真帳は、業務完成時に1式を提出する。

(2) 電子媒体により提出する場合は、業務完成時に2部提出する。

(3) 監督員が指示をしたときは、その指示による部数とすること。

(事業写真の整理方法)

9. 事業写真の整理方法は次によるもこと。

(1) 事業写真帳の整理については、「一般管理事項」と「施業種別管理事項」とに分け、全体の流れがわかるようにする。

(2) 事業写真の整理については、施業種ごとに施業過程(着手前、施業状況、出来形管理、完成等)が容易に把握できるように、撮影頻度に応じて整理すること。

(留意事項等)

10. 「撮影基準」の適用については、次の事項に留意すること。

(1) 撮影項目及び撮影頻度等が業務内容により不適切なときは、監督員と協議して追加、削除または減らすことができる。

(2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法が確認できるよう特に注意して撮影する。

(3) 撮影箇所がわかりにくいときは、見取り図等を作成し、検査時に提示できるようにする。

また、小黒板又はプレート等の表示等の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し同様に検査時に確認できるようにする。

- (4) 電子媒体により撮影した画像については、写真編集を認めない。
- (5) 「撮影基準」に記載のない施業種については、監督員と協議して取扱を定める。

附 則,

- 1. 平成19年 4月 2日制定
- 2. 平成19年10月 1日一部改正
- 3. 平成22年 9月27日一部改正
- 4. 令和3年 4月 1日一部改正
- 5. 令和5年 4月 1日一部改正

群馬県森林整備事業写真撮影基準 (一般管理写真撮影事項一覧表)

区 分	撮 影 項 目	撮 影 時 期	提出・提示の時期等	摘 要
着 手 前	全景又は代表部分写真	着手前1回 [着手前]	完了時提出	
完 成	全景又は代表部分写真	施業完了後1回 [完成後]		
施 業 中	全景又は代表部分の工事進捗状況	作業段階毎等 [任意]	請求により提示	
	施業中の写真	施業種、種別毎に共通仕様書及び諸基準に従い施業していることが確認できるように適宜 [施業中]	監督員の請求により提示	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 [施業中]		完了時提出		
指 定 仮 設	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施業箇所に1回 [施業前後]	監督員の請求により提示 完了時提出	
図 面 と の 不 一 致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて [発生時]	発生時提出	打合せ簿に添付する
安 全 管 理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 [設置後]	監督員の請求により提示	
	各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 [設置後]		
	監視員交通整理状況	各1回 [作業中]	完了時提出	
	安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 [実施中]		実施状況資料に添付する
使 用 材 料	形状寸法	各品目毎に1回 [使用前]	監督員の請求により提示	品質証明を提示する
	数量	各品目毎に1回 [使用前] [使用后]		完了時提示
	検査実施状況	各品目毎に1回 [検査時]		
出来形管理写真	群馬県森林整備事業写真管理基準（施業種別写真撮影事項一覧表）による			
災 害	被災状況及び被災規模等	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後]	発生時提出	被災前は付近の写真でも可
事 故	事故の状況	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後]	発生時提出	被災前は付近の写真でも可
補 償	被害又は損害状況等	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後]	発生時提出	被災前は付近の写真でも可
環境対策等	各施設設置状況	各種毎1回 [設置後]	完了時提出	
そ の 他		各種毎1回 [設置後]	完了時提出	撮影項目については監督員と協議

群馬県森林整備事業写真撮影基準 (施業種別管理写真撮影事項一覧表)

補助公共事業等の森林整備

	施業種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	備考
1	地拵え	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
		仮植	施業後	全体が確認できる枚数 作業の実施状況は適宜	
2	一律の植栽 (山行苗木の 新植、補植)	植穴出来形	植栽前	1 haごとに2箇所 最低1 施業地に2箇所。	
		植付け	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
		仮植	施業後	全体が確認できる枚数 作業の実施状況は適宜	
3	一律でない植栽 (山行苗木の 部分補植)	植穴出来形	植栽前	1 haごとに2箇所 最低1 施業地に2箇所。	
		植付け	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
		仮植	施業後	全体が確認できる枚数 作業の実施状況は適宜	
4	下刈	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	草刈機等、使用した機器が判別できるよう撮影する。
5	寒伏せ 寒起し	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
6	雪起し	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
7	つる切り	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
8	獣害防止 (ツリープロ テクター)	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	植栽と併せて行う場合、施業前の写真は植栽の施業後を使用することができる。
9	獣害防止 (忌避剤添付) (ポリネット被 覆取り外し)	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	施業後の状況が写真で判別できない場合は、施業中の写真を施業前後と同一の場所で撮影する。 植栽と併せて行う場合、施業前の写真は植栽の施業後を使用することができる。
10	獣害防止 (忌避剤散布)	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	施業後の状況が写真で判別できない場合は、施業中の写真を施業前後と同一の場所で撮影する。 植栽と併せて行う場合、施業前の写真は植栽の施業後を使用することができる。

群馬県森林整備事業写真撮影基準 (施業種別管理写真撮影事項一覧表)

補助公共事業等の森林整備

施業種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	備考
11 12 除伐	刈払い	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
	伐倒	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	刈払い作業と併せて行う場合、施業前の写真は刈払いの施業後を使用することができる。
13 本数調整伐 受光伐 整理伐等	刈払い	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
	選木	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	刈払い作業と併せて行う場合、施業前の写真は刈払いの施業後を使用することができる。
	伐倒	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	選木作業と併せて行う場合、施業前の写真は選木の施業後を使用することができる。
14 枝落し	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 haごとに2箇所以上。 1 施業地に最低2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
15 松くい虫被害 木の燻蒸処理	施業状況 (仕上り状態)	施業前 伐倒玉切集積後 ビニール被覆後	施業地ごとに 100本以上の場合 100本ごとに1組 100本未満の場合 2組 作業の実施状況は適宜。	
16 柵工・筋工	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	全体が確認できる枚数。 作業の実施状況は適宜。	
17 作業歩道	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	路線ごとに、起点と終点、 中間点は100m ごとに1箇所。 作業の実施状況は適宜。	
18 作業道	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	路線ごとに、起点と終点、 中間点は100m ごとに1箇所。 作業の実施状況は適宜。	
	構造物	施業前 施業後		

- 注) 1. 1 施業地の面積規模の大きい箇所の撮影頻度については、注) 2により本基準を緩和できる。
2. 5～10ha未満は2/3程度、10ha以上は1/2程度に緩和できる。
3. 1ha未満の施業地が点在する場合は、各施業地最低1箇所以上撮影する。
4. 1 施業区域において完成後、施業地の境界付近の状況写真を、見通しのよいところを選んで5箇所程度撮影すること。
1ヘクタール以上の場合には1ヘクタール増える毎に2枚程度を増やして撮影すること。

群馬県森林整備事業写真撮影基準 (施業種別管理写真撮影事項一覧表)

単独公共事業等の森林整備

施業種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	備考
1 除伐等	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 施業地に1～2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
2 枝切り	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 施業地に1～2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
3 森林病虫害対策	松くい虫被害 木の燻蒸処理 施業状況 (仕上り状態)	施業前 伐倒玉切集積後 ビニール被覆後	1 施業地に1～2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
	その他施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 施業地に1～2箇所。 作業の実施状況は適宜。	
4 ゴミ収集	施業状況 (仕上り状態)	施業前 施業後	1 施業地に1～2箇所。 作業の実施状況は適宜。	

- 注) 1. 1 施業地の面積が5 ha以上の場合は、監督員と協議のうえ、撮影頻度を決定すること。
2. 1 ha未満の施業地が点在する場合は、各施業地最低1箇所以上撮影する。
3. 1 施業区域において完成後、施業地の境界付近の状況写真を、見通しのよいところを選んで5箇所程度撮影すること。
1ヘクタール以上の場合は1ヘクタール増える毎に2枚程度を増やして撮影すること。